

第4期潟上市地域福祉計画（仮称） 策定方針



令和7年5月

福祉保健部社会福祉課

1 計画策定の趣旨

本市では、令和3年に第3期潟上市地域福祉計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、基本理念の「一人ひとりが、「我が事」として地域に関わり、みんなの力で支え合う福祉のまち”かたがみ”」の実現に向け6つの基本方針を掲げ、各種施策を計画的に推進してきました。

しかしながら、少子高齢化の進展に伴い、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者になる、いわゆる”2025年問題”及び地域コミュニティの希薄化等により、急激な介護力の不足や育児と介護に同時に直面する問題等も増加してきています。

本市では、こうした変化に的確に対応するとともに、誰もが地域において尊厳をもって自分らしい生き方ができるよう取り組んで参りました。

地域においては、地域住民、自治会、社会福祉法人などの事業者、ボランティア団体、市民活動団体、社会福祉協議会などが、地域の生活課題解決のために様々な活動を組み合わせ、協力し合って、日常生活上の不安の解消や課題の解決を図り、住みよい支え合いの地域社会づくりに取り組んで参りました。

本計画では、福祉政策全般に係る市民と行政の協働に関する方策などさらなる地域福祉推進に必要な基本事項を明確化し、福祉保健分野の個別計画との整合性を図りながら、第4期潟上市地域福祉計画（仮称）（以下、「地域福祉計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定された市町村地域福祉計画として位置づけられます。本市における地域福祉を推進するための施策展開の基本となるもので、潟上市総合計画を上位計画とし、各部門別の計画とも連携し、また、子ども、障がい及び高齢・介護等の計画を包括する計画として位置づけます。

また、地域共生社会の実現を目指し、「つながり」や「支えあい」等を強化する観点から、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に定める「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

3 計画の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とします。

4 計画策定の視点

策定の趣旨を踏まえ、次の3つの視点により計画づくりを進めます。

① 縦割り施策の解消と福祉施策全体にわたる総合的な計画づくり

高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった従来の「分野ごとの枠組み」を超えて施策の総合化の視点からの効率的で公私協働による地域一体的な取組を具体的に進めていく必要があります。そのため庁内各部署との連携を強化し、総合的な観点から施策を検討します。

② 市民目線からの計画づくり

地域の課題を肌で感じている市民の意見や意識を反映した計画づくりに努めます。また、誰が見てもわかりやすい内容や表現にするように努めます。

③ 地域から福祉のまちづくりを目指す計画づくり

地域の中には、様々な生活課題（福祉課題）がありますが、どのような支え合いや地域福祉活動を展開していくかについて、地域の活動団体に対するヒアリング等を通じて、団体間の連携や住民協働による福祉のまちづくりを検討します。

5 計画の策定体制

（1）庁内策定体制

① 企画調整会議及び部長会議

市の重要施策を審議するとともに、行政部門相互の総合調整を円滑に行うほか、これに施政方針の周知並びに情報及び意見の交換を図ります。

② 福祉諸計画庁内検討委員会

課長の職にある職員で構成し、計画の策定業務に関する協議を行います。

③ ワーキング部会（仮称）

関係各課の班長で構成し、地域福祉計画の素案の作成及び資料収集を行います。

④ 事務局

福祉保健部社会福祉課

（2）市民参画体制

① 福祉諸計画検討委員会

地域福祉計画案について検討するとともに、政策提案を行います。

② 市民意向調査（アンケート調査）

市民や各種団体にアンケート調査を実施することにより、本市の取組に対する評価や今後の重点施策に対する意識・要望等を把握し、計画策定に反映します。

③ 計画案のパブリックコメント

計画案を公表し、広く市民に意見を求めます。

6 計画策定の時期

地域福祉計画は、令和7年度末までに策定します。

策定スケジュールは以下のとおり

業 務	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月
地域特性等の把握・分析												
関連施策・事業の点検・評価												
住民アンケート調査		設計	実施	集計	集計							
現状の問題点と計画課題の検討												
計画骨子案の策定												
計画素案の策定												
パブリック・コメントの実施												
策定委員会等の開催												議会

7 計画の決定

地域福祉計画は市議会の議決によって決定します。

8 計画策定経過等の公表

策定過程や計画の概要については、市広報及び市ホームページへの掲載等、利用可能な情報手段を用いて適時公表します。

9 その他

策定方針に定めるもののほか、計画策定に関し必要な事項は、別に定めます。